

町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例

町田市中学校給食センター条例（令和6年9月町田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（鶴川エリア中学校給食センター多目的室）</u></p> <p><u>第3条 市民に活動の場を提供することにより、地域社会の活性化に寄与するため、鶴川エリア中学校給食センターに多目的室（以下「多目的室」という。）を設ける。</u></p> <p><u>（管理）</u></p> <p><u>第4条 給食センターは、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。</u></p> <p><u>（使用時間）</u></p> <p><u>第5条 多目的室の使用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。</u></p> <p><u>（使用できない日）</u></p> <p><u>第6条 多目的室を使用できない日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、使用できない日を変更し、又は臨時に使用できない日を定めることができる。</u></p> <p><u>（使用の手続等）</u></p> <p><u>第7条 多目的室及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、町田市教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の承認をするに当たっては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。</u></p>	<p><u>（管理）</u></p> <p><u>第3条 給食センターは、町田市教育委員会が管理する。</u></p>

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とすると認められるとき。

(4) 鶴川エリア中学校給食センターの管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 悪天候、災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、多目的室及び附属設備のうちキッチンを使用するときは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第12条 使用者は、第7条第1項の承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第9条関係）

施設等の名称	使用単位及び使用料の額		
	午前（午前9時から正午までの時間をいう。）	午後（午後1時30分から午後5時30分までの時間をいう。）	全日（午前9時から午後5時30分までの時間をいう。）
多目的室	910円	1,220円	2,130円
キッチン	500円	500円	1,000円

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。